

2021年3月11日

各位

上場会社名 尾張精機株式会社
代表者名 代表取締役社長 兵藤 光司
コード番号 7249 (名証第二部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 児玉 啓二
TEL 0561-53-4121

株式併合及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2021年2月22日付プレスリリース「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「当社2月22日プレスリリース」といいます。）にてお知らせしましたとおり、株式併合並びに単元未満株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に、第1号議案「株式併合の件」及び第2号議案「定款一部変更の件」として付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2021年3月11日から2021年4月12日までの間、整理銘柄に指定された後、2021年4月13日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は当社株式を名古屋証券取引所において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第1号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。

- ① 併合する株式の種類
普通株式

- ② 併合比率
当社株式について、500,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

1,165,445 株

④ 効力発生前における発行済株式総数

1,165,447 株

(注) 当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、2021年4月15日付で、本株式併合の効力発生時点の直前時において当社が保有する自己株式の全部（なお、本株式併合に際して行使される会社法第182条の4第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る買取りによって取得する自己株式は含まれません。）を消却することを決議しております。当社は2021年1月31日時点において自己株式503株を保有しておりますが、当該自己株式の数は効力発生前における発行済株式総数から除外しております。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

2 株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

5 株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社プレサイス・プロダクツ・ホールディングス（以下「プレサイス・プロダクツ・ホールディングス」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付します。当該売却について、当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第2項の準用する会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てプレサイス・プロダクツ・ホールディングスに売却することを予定しています。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である2021年4月14日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である3,370円を乗じた金額に相当する金銭が、各株主の皆様へ交付されることとなるような価格に設定する予定です。

2. 第2号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、当該変更の内容の詳細は当社2月22日プレスリリースに記載のとおりです。

- ① 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は5株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は2株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第8条（単元株式数）、定款第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- ③ 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主はプレサイス・プロダクツ・ホールディングス1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第14条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

以上の各変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2021年4月15日に効力が発生するものといたします。

3. 株式併合の日程

① 臨時株主総会開催日	2021年3月11日(木曜日)
② 整理銘柄指定日	2021年3月11日(木曜日) (予定)
③ 当社株式の最終売買日	2021年4月12日(月曜日) (予定)
④ 当社株式の上場廃止日	2021年4月13日(火曜日) (予定)
⑤ 株式併合の効力発生日	2021年4月15日(木曜日) (予定)

以上